

彙報

平成一九年度春期東洋学講座講演要旨
(五〇〇回記念講演)

第四九九回 五月八日(火)

砂糖から見たイスラーム社会

東洋文庫研究部長
早稲田大学教授 佐藤 次 高

一、砂糖きび栽培・砂糖生産の起源と発展
砂糖きびの栽培はニューギニアにはじまり、インド北部(ベンガル地方)で砂糖きびを原料とする製糖が開始された。東西への拡大ルートは以下の通りである。

・東方ルート…インド↓中国南部(唐代)↓琉球(一七世紀はじめ)

・西方ルート…インド↓イラン西部(ササン朝末期)↓イラク中南部(七世紀)↓シリア海岸地帯↓下エジプト(九世紀)↓上エジプト(一一世紀以降)↓マグリブ・地中海諸島・アンダルシア(一〇〜一二世紀)
一〜一五世紀は、エジプトがイスラーム世界における甘

砂糖生産の中心地であった。

用語の伝播：sarkara (Sa) → shakar (P) → sukkar (Ar) → sugar (英)・sucre (仏)・zucker (独)

二、赤砂糖・白砂糖・氷砂糖——製糖の技術

(一) スワイリー(一三三三年没)による製糖法
製糖用の壺(ウブルージュ) [図版①参照]

砂糖きび压榨所(マーサラ・カサブ・アッスツカル)で石臼による压榨↓砂糖精製所(マトハブ・アッスツカル)でしぼり汁の煮沸↓ウブルージュに煮沸後の液を入れて寝かせる(履土法)↓粗糖(カンド)と糖蜜(アサル)の分離↓粗糖に水と牛乳を加えて煮沸↓ウブルージュで寝かせる↓白砂糖↓水を加えて煮沸、ナツメヤシの葉茎のひごを入れる↓氷砂糖の結晶

(二) マルコ・ポーロ(一二五四〜一三二四年)の記述をめぐって

「カーンがこの地方(福州のウンケン侯官)を支配する以前には、土地の人々はまだバビロンで行っているような調合法による砂糖精製の技術を知らなかった。彼等はそれを凝固し型に入れて固めるという製法を用いず、ただ煮詰めて粹を取るだけであったから、糊の程度の堅さをした黒い砂糖しか造れなかった。しかしカーンに征服せられてか

ら、この地にもカーン宮廷に仕えるバビロン人がやってきて、ある種の木灰を用いることよつてそれを精製する方法を教えたのである」(愛宕松男訳『東方見聞録』II—102ページ)

バビロン人とはマムルーク朝治下のエジプト人のことであるが、中国ではこの頃から分蜜法による製糖が始まった可能性が高い。

(3) 砂糖(分蜜糖)の種類

煮沸とウブルージュによる精糖をくりかえすことによつて以下のような砂糖がつくられた。

赤砂糖(スツカル・アフマル、カンド) ≡粗糖

白砂糖(スツカル・アブヤド、ファーニース)

氷砂糖(スツカル・アンナバート、タバザド) [図版

②参照]

三、砂糖商人の活躍

(1) 砂糖商人(スツカリー)・ムスリムとユダヤ教徒
 バール・ヘブラエウス(二二八六年没)の『年代記』には、

「二一九二年、アレクサンドリアから来たダマスクスのユダヤ商人、サラディン配下の者に二〇荷の砂糖を奪われる。これをスルトンに訴える。サラディン、これを確認して代

金を支払う」とする記事が伝えられている。

(2) カリーミー商人(二一〜二五世紀)・

香辛料、砂糖、穀物、木材、鉄などの販売。エジプト産の砂糖をアレクサンドリアまで運び、ジェノヴァなどイタリア商人に売却した。

〔コプト暦の〕ミスラー月(七月二五日〜八月二三日)

になつて、ナイルの水がアレクサンドリア運河に流れ込むと、穀物・香辛料・砂糖などを積んだ船が〔アレクサンドリアへ向けて〕出帆する」(マクリーズィー『エジプト誌』

I, p.273)

一四二三年、砂糖の精製と販売をマムルーク朝政府の独占とする政策により、カリーミー商人は没落した。

(3) 砂糖を販売する市場(スーク、バーザール)の生薬商(アッタール)、ペストの流行による大もうけ。一二九五年、疫病の流行↓ダイラム人街区のアッタール、一ヶ月で三二〇〇ディルハム(二六〇ディーナール)の売り上げ。

一三〇九年、一三四七〜八年、一四〇四年、ペストその他の疫病が流行。

四、薬としての砂糖

イブン・バイタール(一二四八年没)『薬事集成』には、
 「砂糖の薬効」が以下のように記されている。

膀胱や肝臓の痛みに効く
胆汁が少ない人の胃に効く
アーモンドの粉と一緒に飲めば、疝痛や性的不能に効果がある。

胃から粘液を取り除く。

バターと一緒に飲めば、利尿剤となり、また後産を促す。
熱い湯に混ぜて飲めば、喉の痛み、咳、喘息を和らげる。
胸や肺の痛みを取り除く。

↓生薬商による砂糖の販売

五、砂糖と王権——祭の品として

(1) ラマダーン月の砂糖

断食月にはカリフやスルタンによる砂糖の賜与が慣例となっていた。

ナーシル・ホスロー(一〇六一―一〇六九年没)『旅行記』

「聞くところによれば、フアーティマ朝カリフから臣下に賜与されるラマダーン月の砂糖は、五万マン(四万―六五〇キログラム)に達した。実際、私は枝や葉や実がすべて砂糖でできているシトロンの樹を見たことがある」(p. 79)。

マムルーク朝時代には、ラマダーン月にアミールやマムルーク騎士に砂糖を賜ることが慣例となる。日没後に、こ

の月に固有な甘菓子を食べ、体力の回復をはかる。

(2) メッカ巡礼時の賜り品

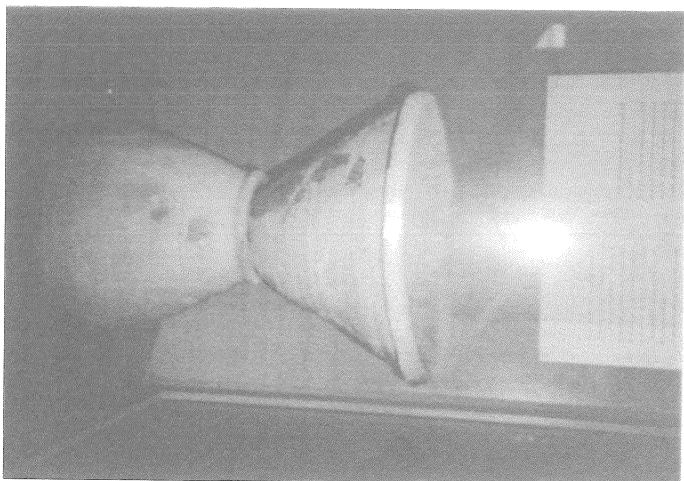
「一三七七年、スルタン・アシユラフがメッカ巡礼のために用意したもののなかには、小さな砂糖菓子(ハラウィー)入りの包み三万个余りがあった。包み一個は五ラトル(一・五キログラム)で、合計は一八万ラトル(五万四〇〇〇キログラム)である」(マクリーズイー『道程の書』Ⅲ、p. 273)。

これにはさすがのカイロ市民もあきれかえり、メッカ巡礼にはふさわしくないと批判。

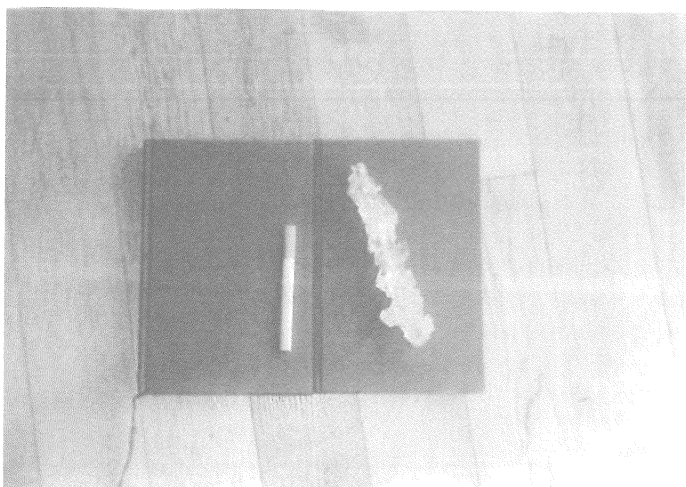
(3) 子供向けの砂糖菓子

「ラジャブ(第七)月になると、カイロにある砂糖菓子の市場には美しい光景が見られる。馬、ライオン、猫などをかたどった砂糖菓子がつくられ、糸で店先につるされる。それぞれ四分の一ラトル(七五グラム)から一〇ラトル(三キログラム)の重さで、子供向けに販売される」(マクリーズイー『エジプト誌』Ⅱ―99)。

(3)の記事は、一四―五世紀にかけて砂糖消費がかなり大衆化していたことを示す。預言者や聖者の聖誕祭では、今でもさまざまな種類の華やかな砂糖菓子が店頭を飾っている。



図版① カブルージュ
(アジュルーン、ヨルダン、2006年6月)



図版② スツカル・アソナバート
(ダマスカス、シリア、2005年8月)

第五〇〇回 五月一日(火)

中国史における商人

東洋文庫特別顧問 斯波 義 信

一、はじめに

標題を一步煎じつめれば、中国における「社会統合(social integration)の理念と実態」を、商人、商業を具体事例として展望するという意味合いに帰することができる。こうした問題は、これまでの内外の中国研究のなかで折に触れて論じられてきた。しかし理念(理想)と実態という、解釈およびその根拠の十全な掌握を要する話題の処理において、埋められるべき空白はまだ大きい。ことに実態を語る客観資料の整理において、資料が質的・量的にかたより、しかも時空の偏差に即応するような整理をへていないために、研究の推進自体がひとつの曲がり角にきているという声も上がっている。牛歩の歩みをたどる資料の整理状況を前に、歴史家も、経済史家もまた政治家も、往々にしてマクロデータに手がかりを求め、また概括しやしいデータ(中央政府の施策・制度・法制、官僚の記述など)を足場において概括を急ぐ傾きがある。こうした事情によって、長久で

巨大な中国社会について、あたかもそれが同質一枚岩で、分化に乏しい構造体であったかのごとき印象を江湖に伝えがちである。この報告では「四民」(士農工商)の別と商人階層の実態という限られた例題を通して、問題の状況の一端を考えてみることにする。

二、「四民」の別と商人の実態

内外の諸説を参考すると、「四民」の別という言葉は、その昔、西周の「封建」の秩序が瓦解に瀕してきた戦国時代に、「諸子百家の間でおこったとされる。世襲と階層を重んずる「封建」の旧秩序の維持がもはや新しい世相に適應できなくなり、新生の非貴族「庶民」を再編して、治者と被治者の二大別からなる社会・政治体制を編成するという共通の目標がそこにあった。その際、西洋風の平等主義(galitarianism)の原理は、一九世紀までの中国では概して育たず、むしろ精神労働と肉体労働の優劣が説かれ(孟子)、議論のポイントは治者階層の選抜を普遍妥当な原則によって行う方向に向かった。すなわち「庶民」個々人の功業(achievement, merit)のうち、教育の達成度で選ばれた教養人を「士」(学者官僚)に編入するという、後世の科挙につながる選抜法が洗練をかさねていった。この間、農・工・商の各業種は社会の必要善と認定されながらも、

当初は治者階層の競争的な選抜の埒外におかれた。

秦漢からの帝国期になると、この社会イデオロギーは儒家・法家の説の折衷のもとに彫琢を重ねられるが、その際、「士」（学者官僚）の階層への立身を至高とする（シングル・キャリアー）の構図はともかくも保守されつづけた。その一方で、各人のメリットが社会地位の優劣を決するという理念は定着に向かい、皇族といえども世襲身分の保持には制限が課され、逆に賤民層の社会比率も極小化の道をたどったということは、中国風の（オープン社会）の形成に力を貸した。この二点は、本日の標題とのかかわりで注目しておきたい。すなわち、帝国期において社会が漸進的な進化を遂げ職業も多様化するなかで、上下・水平の社会移動（social mobility）も、地理移動（geographic mobility）もふえる道理であるが、士農工商の身分を固定し法的に階層化する施策は、戸籍制度の運用を除けば有効には実施されなかった。

農業からの財政収益および兵役・夫役の徴発に大きく依存した帝国政府が、流通・分配部門を担う商人勢力を警戒し敵視したことは当然であって、その初期の具体例は漢の武帝の「七科の謫」（しちかのたく）として有名である。このきびしい抑商政策では、商業は（社会悪）とみなされた。しかし一般農民からみて相対的な実力者であった商人

は、社会の拡大・発展に歩調を合わせて成長した。前漢の鼂錯、司馬遷はともに社会の現実として、商人が「四民」の序列を逆転した勢力として巷間に是認されていたことを伝えている（『漢書』二四 食貨志、『史記』貨殖列伝）。

商人勢力の明確な地位の上昇は、唐の半ば以降の社会変動、具体的には両税法の実施と相前後して生じた。すなわち、「士」の立場からする論議のなかに、いまや「四民」ではなく「六民」「八民」が社会現実であると唱える言説が現れた（明末には「二十四民」の説も現れた）。これは士農工商に加えて（老）（道士）、（仏）（僧）、（兵）（傭兵）、（游手）（雇傭人・サービス業など）の輩出を直視して政策を見直すべきとするものである。道士と僧侶はすでに教団活動を是認され、官僚制に擬する専業の僧職者養成の制度を備え、免税措置を許され、独自の戸籍に属するその人口はもはや無視できなかつた。道士の系列の底辺には、療病の施設・医薬の頒布、あるいは占卜の需要に応える者の数が都鄙を問わずに広がった。兵は府兵制から傭兵制への一大シフトにつれて清末まで、各王朝で経常の数で百数十万の規模で雇われ、月給で扶養され、独自の戸籍に編入された。游手という蔑視のニュアンスを込められた階層は、農民の副業・園芸農家・専業・副業の交通労働者・小規模行商・都市や町の各種サービス業・俳優歌手などを指した。

この新範疇の雜業者は旧套のままに保守された土農工商の戸籍分類では、脱漏するか、あるいは捕捉が困難な業種であった。彼らの存在は、納税資産の査定あるいは災害復旧策の執行、また商税（入市・通行税）の適用、農村振興策の措定をめぐってつねに問題をはらみ、北宋の陳舜俞、歐陽修、司馬光、南宋の史浩、朱熹の政策議論に登場するようになった。

三、科挙の効用と社会移動の実態

唐初から一九〇五年までつづいた科挙制が「四民」の別を空疎化する上で發揮した力は、計り知れないものがある。第一に、教育施設の普及（国学、府州学、県学、書院、社学、義学・市学）を伴い、全国に一律同時、三段階（進士、挙人、生員の学位）で定期に実施された科挙は、農、工、商からの選抜を実質的に許して、オープンな社会という理想を具体化する上で画期的であった。

第二に、「士」への立身を最終ゴールとするシングル・キャリアーの形を守るための様々な手段を講じつつ行われた科挙にあつて、人口では五%足らずの「士」への狭き門は、一面で競争原理を広く社会に植え付け、また一面で出世の構図を単に成功と失敗の垂直移動（vertical mobility）に終わらせず、次善・三善…の成功でも、相応の威信と富

を享受できる水平移動（horizontal mobility）を加味した形、すなわち職業選択上の多岐な選択肢をもたらしした。

すでに「士」身分に列する家庭でも、子弟にすすめて、その才能に応じて地方の教師、占卜、医者、僧侶、道士、農業、商業、各種サービス業に就くことを勧めた（袁采『袁氏世範』巻中）。事実、福建などでは、一般家庭で複数の子息を持つときは、その才能をみて本人に適した士、農、工、商、伎芸、サービス業などの道で成功させるよう、地域ぐるみで教育・資金を与え、外地における各業種のセクターを福建出身の人士が制圧するようになった。すなわち、「士」身分への立身を選択の一部とする、各地域の（人材輸出の戦略）が期せずして生まれてきたのである。

さて、科挙は公平に近い試験方法によって全国画一的に行われたのであるが、その成功率には歴然とした地域差があつた。宋から明清を通じて、江蘇、浙江、福建、江西が突出し、清代に広東が加わり、すなわち東南部の諸省が他を制圧した。この同じ東南部地域が全国を制する商人集団の輩出地域であつたことは、決して偶然ではない。東南部は交通の輻輳地・特産商工業品の産出地として豊かな地域であつたが、それだけに過密な人口をかかえ、生存競争の激甚さでも聞こえていた。勢い特産品の輸出と並んで（人材輸出の戦略）も洗練されていた。近現代の上海商人の直

接のルーツであつた紹興／寧波イコール上海集団を例に挙げると、浙江北部の各府州が科挙（進士）で際だった成功を取めたのは南宋からのことで、明代の紹興は全国二位を誇つた。紹興人はさらに挙人、生員学位の試験でも他を制圧して、北京の戸部（人事院）の胥吏（*clerk*）を同郷人で独占したので、全国の胥吏の要職が紹興人の手に歸した。

清代になると、重要な府州・県の知事は幕友（秘書）数名を自費でかかえて政務の補佐に充てたが、紹興出身の挙人は「紹興師爺」とよばれて、全国の幕友の供給源として知られた。その一方、紹興は隣の寧波とともに「錢莊」(*native bank*)・海運・貿易をめぐって華中でも有数な商人集団（寧紹幫）を結成し、アヘン戦争後に上海が成長すると大挙して上海に進出して、二〇世紀初頭から近代的上海商業グループの中核的な存在になった。

このように、おそくとも明代の末になると東南部諸省を筆頭として、社会移動の流動化が争えぬ現実となった。「士」と「商」を並列させて呼ぶ「士商」、あるいは「士」に準ずる庶民という意味を込めて「士民」という用語が広がるのはこのころであり、また（人材輸出の戦略）によって各省・府州の都あるいは国都に遍歴する同郷の「士」の候補者、および「商」「工」の業者を、出身の地方・地域単位が外地で支援するために設立した同郷人の「会馆」が、

無数に設置されるようになった。

この明清時代について、職業分布を調査した統計は極小だが、例外的に詳細を伝えた計量資料が、一八四六年の天津府天津県の「戸口冊」、一八七〇年代の山東省滋陽県城の「戸冊」に残っており、また時代は更に下るが、一九三三年の浙江省鄞県（旧寧波府寧波県）の職業分布のセンサスがある。みな中級都市とその直接の郊外の状況を伝えているという留保を付さなければならぬが、職業別の人口分布の実態を示すに足りる。「士」の人口が極小を示していることは当然として、農業専業者は農村部で四〇％から多くて七〇、八〇％、都市部で二〇、三〇％、雇用者は天津の農村部で平均一六％、寧波では都鄙ともに三〇％前後、商業従事者は天津県、滋陽県の両都市部で三〇％以上、天津県農村部で運船業を合わせると一〇、二〇％、寧波では都市部で四〇、五〇％、農村部でも二〇、三〇％という数値を示している。

四、社会経済変容としての商人の上昇

すでに指摘したように、八世紀末の両税法の施行、これと前後する傭兵制へのシフトは、商人・商業の社会的上昇を制度面から語るものであるが、八世紀初めには、全国の水運の輻輳地に生じた交通業・交通労働者の旺盛な展開が

記録されていて、客商 (traveling merchant) がその活動を広げる地盤が用意されていた。同じく唐の半ばから宋代にかけて、政治都市 (国都、府州・県の首府) とは別に、地方の農村部において無数の町や市場町 (鎮・市) が全国規模で分布するようになった。一〇七〇年における全国的な政治都市および町・市場町に割り当てられた商稅稅額の統計は、市場ハイアラキーの実態を如実に伝えている。また一八六七年につくられた蘇州近辺の官製の地図は、都鄙区分が城 (政治都市) と郷 (農村) の二大別ではなく、その中間に位する鎮・市を媒介にして構成されていたことを示している。さらに明末から普及した「會館」すなわち外来同郷商人の扶助組織は、府州、県、鎮にあまねく設けられていた。この「會館」を利用する「士」と「商」のためのガイドブックとして編まれた『士商便覧』の類は、明末・清代の「四民」の実状を伝える資料として利用することができる。

五、おわりに

「四民」と商人」という課題に即していえば、問題の発展のプロセスは三期に分けて考えられる。第一期は戦国期であり、「四民」の社会イデオロギーが登場して、世襲性・階層性をこえながら「庶民」を結集した社会統合を目

指したとき、そこに西洋風の平等原理ではなく、教育を通じてのメリットを公平原理として治者の選抜をおこなう主張が生まれた。つづく帝国期においては、この理想を漸次成長する社会の現実にもどう適応させるかという問題に移行する。その際、唐の半ば以前と以後を以て二つの時期に分けることができるであろう。科擧を通じての治者の選抜を目指すメカニズムが定着したことによって、(オーブン社会) の流動性が一步をすすめた。この推移は、同時に生じた社会経済の変化と表裏するものであって、中国史を画するような商人・商業勢力の台頭が指摘できるのは、唐末から宋、元、明、清にわたる帝国後半期であった。

第五〇一回 五月二二日 (火)

聖戦から自治構想へ

——二〇世紀初頭の中央アジア

東洋文庫研究員 小松 久男
東京大学教授

ペレストロイカとソ連の解体 (一九九一年) 以後、中央アジア史、とりわけ帝政ロシアとソ連時代の中央アジア近現代史の領域では、多数の未公刊史料が利用できるようになり、また現地でのイデオロギー的な制約が解かれた結果、

中央アジア諸国はもとより、ロシア、欧米、トルコ、日本などで研究の進展は著しい。⁽¹⁾ こうした中で、帝政支配下の中央アジア（トルキスタン）におけるムスリム知識人の思想史についても、一定の見通しをつけることが可能となった。この講演では、まずロシアによる征服を日撃した第一世代のムスリム知識人が、帝政治下のムスリム社会をどのように理解していたか、次にロシア統治を揺るがした一八九八年のアンディジャン蜂起に対して、彼らはどのような見解を表明したのか、そして最後に後続の世代はムスリム社会の将来についてどのような構想をもっていたのか、これらの問題について、ロシア側の対応と認識を含めて考察を行った。

一八六〇年代に中央アジア南部のオアシス地域に侵攻したロシア軍に対して、中央アジアの諸政権は初戦では聖戦を唱えたものの、軍事的にはなすすべもなく屈服せざるをえなかった。一八六八年ブハラ・アミール国の重要都市、サマルカンドが開城したとき、そのムフタイーは、ロシア軍司令官カウフマンに対して「イスラームの定めにもかかわらず、われわれはウズベクの支配者からどれほどの抑圧を受けたことか。たとえ異教徒であっても公正な支配者は、ムスリムの暴君にまさる」とよびかけたが、これは全体としてロシア統治を受け入れたムスリム知識人の姿勢と論理

を象徴しているように見える。

初代トルキスタン総督として中央アジアにおけるロシア統治の基礎を築いたカウフマンは、ムスリム宗務協議会を通してムスリム聖職者と臣民を管理したロシア内地（ヴォルガ・ウラル地方やクリミア半島、西シベリア、コーカサスなどでの統治システムを採用せず、イスラームへの干渉を原則とする放置政策をとった。しかし、まさにこの政策の結果、トルキスタンのムスリムは、「民選判事」と改称されたカーデイー（裁判官）と地方行政の末端を担う官吏の職を享受することができた。かつてロシア軍と戦い、ヤーコーブ・ベク政権にも加わった後、ロシア領内に戻って長くコーカンドのカーデイー職を務めたターイブ（一八三〇～一八〇五）は、「カーデイーとムスリム官吏が機能するトルキスタンは、ダール・アル・イスラーム（イスラームの家）であり、彼らの機能が不全となったとき、それはダール・アル・ハルブ（戦争の家）に転化する」と述べて、ロシア統治下のトルキスタンの現実を容認している。聖戦はもはや無益なのであった。

しかし、一八九八年五月、このロシア統治に挑戦する聖戦が起こった。ナクシュバンデイー教団の導師ドゥクチ・イシャーンがおよそ二千名のムリード（信徒）を率いてロシア軍の兵営を攻撃したこの事件にはいくつもの要因が認

められるが、聖戦に先立ってイシャーンが批判していた重要な問題の一つは、民選判事の腐敗と墮落をはじめとするムスリム社会の危機であり、批判の矛先はイスラーム的秩序を維持すべきウラマーやイシャーンにも及んでいた。この聖戦が無残な失敗に終わり、ロシア側の過酷な懲罰がムスリム社会に下された後、ドウクチ・イシャーンに関するムスリム知識人の論評は「無知で無謀」なイシャーンの問題を告発、揶揄する論調でほぼ一致している。ターイブもその著作の中でイシャーンを不倶戴天の敵として描いている。イシャーンの聖戦はムスリム社会の平和を乱す行為に他ならなかったからである。しかし、イシャーンが指摘した民選判事の腐敗と墮落、換言すればトルキスタンにおけるムスリム行政の不全という現実には未解決のままに残されたことも事実であった。

こうした現実が目が向けられたのは、ロシアにおける一九〇五年革命以後のことである。たとえば、変革の気運が高まる中で開かれた第三回ロシア・ムスリム大会（一九〇六年八月）では、トルキスタンにもムスリム宗務協議会を創設すべきことが提起され、一方でニコライ二世はトルキスタンにおける行政全体を監査するために元老院議員パレンを長とする査察団を現地に派遣した。こうした中で、サマルカンド出身の改革派知識人ベフブーディー（一八七

五〜一九一九）は、イスラーム法行政と教育の改革を中心とした事実上のトルキスタン自治の構想をまとめ、この自治案を国会（ドゥーマ）のムスリム党派とパレンの双方に提出した。これは、トルキスタンの現実と特徴をふまえて立てられたきわめて具体的な自治構想であり、われわれはここにトルキスタン自治運動の始発点を見いだすことができる。

註

(1) この間の研究動向については、たとえば次を参照。

S. A. Dudignon and H. Komatsu eds, *Research Trends in Modern Central Eurasian Studies: Works Published between 1985 and 2000, A Selective and Critical Bibliography*, Part 1-2, Tokyo: Toyo Bunko Research Library No.3, 7, 2003-2006. 長縄宣博（書評）「D. Ju. アラポフ著『ロシア帝国における国家のイスラーム調整システム（一七六〇年代末―二〇世紀初頭）』、『東洋学報』第八八巻第三号、二〇〇六年、〇五七〜〇六四頁。